

海津郡 3 町合併協議会の調整方針

(協議第 9 号) H14.11.8(第 2 回)提出

協議第 9 号	新市の事務所の位置	協議細目	
調整方針(案)		事務所の位置は、合併協議会で決定する。	

参 考	事 例			備考	
	新市町村名	合併の期日	新事務所の位置		
<p>1. 事務所の位置等 根拠法令 事務所の位置を定める場合には、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等に適切な考慮を払い、条例で定めなければならない。(地方自治法第 4 条第 1 項、同条第 2 項) 規定事項 番地まで決定すべきが原則。(行政実例)</p> <p>2. 支所等 根拠法令 条例により、「支所」又は「出張所」を設けることができる。(地方自治法第 155 条第 1 項) 規定事項 「支所」「出張所」以外の名称は適当でない。(行政実例) (地方自治法) 第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適切な考慮を払わなければならない。 第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。</p>	さぬき市	平成 14 年 4 月 1 日	<p>当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度 5 3 8 5 番地 8 に置く。</p> <p>(1)新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。</p> <p>(2)将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。</p> <p>(3)将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。</p>		
	さいたま市	平成 13 年 5 月 1 日			
	西東京市	平成 13 年 1 月 21 日		<p>新市の事務所の位置は、田無市南町 5 丁目 6 番 1 号とする。現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。</p>	
	篠山市	平成 11 年 4 月 1 日		<p>多気郡篠山町北新町 41 番地とする。</p>	

【先進合併協議会参考】

・安土町・五個荘町・能登川町合併協議会

新市の事務所の位置は当分の間、現在の能登川町役場(神崎郡能登川町大字躰光寺262番地)の位置とし、将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、市の中心、市民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係を考慮し、能登川町地先で検討する。

・穂積町・巢南町合併協議会

事務所の位置は、岐阜県本巣郡穂積町大字別府1288番地とする。現在の穂積町役場を「穂積庁舎」、現在の巢南町役場を「巢南庁舎」とする。

・高富町・伊自良村・美山町合併協議会

事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。

参考資料（事務所比較）

項目	海 津 町	平 田 町		南 濃 町			
地理的 条件	住 所	海津郡海津町高須 5 1 5	海津郡平田町今尾 5 5 7		海津郡南濃町駒野奥条入会 99-2		
	海 抜	1 . 2 m	2 . 5 m		3 0 . 0 m		
	公共交通	岐阜バス停留所 近鉄バス停留所	岐阜バス停留所		近鉄養老線 駒野駅 近鉄バス停留所		
	主要アクセス道	県道 岐阜南濃線 県道 津島南濃線	県道 養老平田線		国道 258 号線、(主)南濃関ヶ原線、(主)南濃北勢線、(主)津島南濃線、(主)岐阜南濃線		
	近隣公共施設 (2キ口以内)	海津郵便局 海津警察 海津高校海 津郡消防 岐阜地方務局海津出張所 岐阜県南濃地域農業改良普及センター	平田交番 平田郵便局 海津北高校		南濃交番 南濃郵便局		
	地区・地域	用途指定なし	用途指定なし		用途指定なし		
建 物 ・ 敷 地 関 係	区 分	本庁舎	本庁舎	東館	本館	新館	分庁舎
	竣工時期	S49.10.17	S41	H3.8.31	S36.10	S42.12	S60.9
	施設規模	鉄筋コンクリート 3 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 3 階、地下 1 階	鉄筋コンクリート 4 階建	鉄骨 3 階建
	延床面積	4 , 2 4 8 m ²	1,707.72 m ²	1,039.43 m ²	1063.08 m ²	1338.31 m ²	993.95 m ²
	建築面積	2 , 5 6 8 m ²	989.52 m ²	543.38 m ²	447.28 m ²	346.11 m ²	559.80 m ²
	敷地面積	1 1 , 6 2 6 m ²	6 5 5 9 . 8 4 m ²		4 3 9 8 . 9 m ²		2,084.76 m ²
	空調設備	パッケージ型	吸収式冷温水発生機		水冷式チリングユニット 温水ボイラー		不明
	電気設備	3相 6 . 6 K V、2 2 3 A	3相 3線 6600 V、1 7 5 KVA		3相 3線 6600 V、2 5 0 KVA		3相 3線 6600V、64KVA
	非常用電源設備	1 1 0 V	3相 3線 220 V、5 5 KVA		3相 3線 220 V、3 0 KVA		なし
	給水設備	上水道 6 5 mm	簡易水道 1 0 0 mm		簡易水道 5 0 mm		簡易水道 1 3 mm
	昇降設備	荷物用のみ	なし		なし		いす式階段昇降機
	消防設備	屋内消火栓	屋内消火栓、消火器		消火器		消火器
	下水設備	公共下水道	合併処理浄化槽 1 7 0 人槽		単独処理浄化槽 1 5 0 人槽		単独処理浄化槽 40 人槽
	身障者用等設備	身障用トイレ、スロープ	なし		身障用トイレ、スロープ		スロープ
	駐 車 場	2 3 0 台	5 5 台		1 1 0 台		4 3 台
公用車車庫	1 9 台	3 台		3 0 台		なし	

平成 1 3 年度末現在

海津郡3町合併協議会の調整方針

(協議第 9号) H14.12.9(第3回)提出 H14.12.9(第3回)確認

協議第9号	新市の事務所の位置について	協議細目
調整方針(案)	事務所の位置は、小委員会で検討し、協議会で決定する。	

項目	内容
1 構 成 員	小委員会は、3町の長、議長及び学識経験者の9名で構成する。
2 目 的	小委員会は、新市の事務所の位置に関する事項について調査、審議等を行う。

海津郡3町合併協議会の調整方針

(協議第 9号) H15. 2.24(第 8回)提出 H15. 2.24(第 8回)確認

協議第 9号	新市の事務所の位置について	協議細目
調整方針(案)	<p>1 当分の間、現3町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地(現海津町高須515番地)とする。</p> <p>2 統合庁舎については、新市において検討する。</p> <p>3 現南濃町の支所は、現行のとおりとし、統合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。</p>	

参 考	事 例			備考
	新市町村名	合併の期日	新事務所の位置	
<p>1. 事務所の位置等 根拠法令 事務所の位置を定める場合には、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等に適当な考慮を払い、条例で定めなければならない。(地方自治法第4条第1項、同条第2項) 規定事項 番地まで決定すべきが原則。(行政実例)</p> <p>2. 支所等 根拠法令 条例により、「支所」又は「出張所」を設けることができる。(地方自治法第155条第1項) 規定事項 「支所」「出張所」以外の名称は適当でない。(行政実例) (地方自治法) 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。</p>	さぬき市	平成14年4月1日	当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。	
	さいたま市	平成13年5月1日	(1)新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。 (2)将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。 (3)将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。	
	西東京市	平成13年1月21日	新市の事務所の位置は、田無市南町5丁目6番1号とする。現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。	
	篠山市	平成11年4月1日	多気郡篠山町北新町41番地とする。	

海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第59号) H16.3.19(第21回)提出

協議第56号	新市の事務所の位置について	協議細目	
調整方針(案)	<p>新市の事務所の位置について(平成14年2月24日第8回合併協議会確認事項)の(2)を次のように変更する。</p> <p>(2)統合庁舎については、新市において検討する。この場合において、統合庁舎の位置(新たな事務所の位置)に関しては、地理的条件、災害対策等様々な観点に基づいて、かつ、住民意識調査の結果等を踏まえて、選定する。</p>		

対 照 表	
再協議に係る調整方針案	現在の調整方針
<p>(1) 当分の間、現3町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地(現海津町高須515番地)とする。</p> <p>(2) 統合庁舎については、新市において検討する。<u>この場合において、統合庁舎の位置(新たな事務所の位置)に関しては、地理的条件、災害対策等様々な観点に基づいて、かつ、住民意識調査の結果等を踏まえて、選定する。</u></p> <p>(3) 現南濃町の支所は、現行のとおりとし、統合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。</p>	<p>(1) 当分の間、現3町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地(現海津町高須515番地)とする。</p> <p>(2) 統合庁舎については、新市において検討する。</p> <p>(3) 現南濃町の支所は、現行のとおりとし、統合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。</p>

海津郡 3 町合併協議会の調整内容

(協議第 5 6 号) H16. 6.29(第 26 回)提出 H16. 7.28(第 28 回)確認

協議第 5 6 号	新市の事務所の位置について (再協議)	協議細目	
調整方針 (案)	<p>新市の事務所の位置について (平成 1 5 年 2 月 2 4 日第 8 回合併協議会確認事項) の (2) を次のように変更する。</p> <p>(2) 統合庁舎については、新市において検討する。この場合において、統合庁舎の位置 (新たな事務所の位置) については、安全性 (地盤の強固さ、自然災害被害の危険度の低さ) を第一義として、利便性 (鉄道、高速道路、国道、その他主要道路へのアクセス、付近への人口の集中度、他の公共機関利用への利便)、経済性 (建設経費、管理経費) 等を必須条件とし、住民の意向も含め、客観的、専門的に最適地を選定する。</p>		

資

料

調整方針の確認状況等

(平成 1 5 年 2 月 2 4 日第 8 回合併協議会確認)

- (1) 当分の間、現 3 町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地 (現海津町高須 5 1 5 番地) とする。
- (2) 統合庁舎については、新市において検討する。
- (3) 現南濃町の支所は、現行のとおりとし、統合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。

(平成 1 6 年 3 月 1 9 日第 2 1 回合併協議会提出、以後未確認)

- (1) 略
- (2) 統合庁舎については、新市において検討する。この場合において、統合庁舎の位置 (新たな事務所の位置) に関しては、地理的条件、災害対策等様々な観点に基づいて、かつ、住民意識調査の結果等を踏まえて、選定する。
- (3) 略

